

学校法人東京電機大学
「ガバナンス・コード」
＜第2版＞

令和7（2025）年1月21日



目 次

第1章 私立学校の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重.....	1
1－1 建学の精神	
1－2 教育と研究の目的（私立学校の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	5
2－1 理事会	
2－2 理事	
2－3 監事	
2－4 評議員会	
2－5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	9
3－1 学長及び校長	
3－2 教授会及び職員会議	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	11
4－1 学生及び生徒に対して	
4－2 教職員等に対して	
4－3 社会に対して	
4－4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	14
5－1 情報公開の充実	

第1章 私立学校の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立学校の存在意義は、建学の精神・理念・校訓にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立学校は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立学校は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人東京電機大学は、設置する東京電機大学（以下「大学」といいます。）並びに東京電機大学中学校・高等学校（以下「中学校・高等学校」といいます。）が、建学の精神・校訓に基づく、私立学校としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した学校づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生・生徒をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立学校教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念・校訓

大学の建学の精神・理念は次のとおりです。

建学の精神は「実学尊重」、教育・研究理念は「技術は人なり」です。

明治40（1907）年の「電機学校設立趣意書」において、「工業は学術の応用が非常に重要だが、本学は学問としての技術の奥義を研究するのではなく、技術を通して社会貢献できる人材の育成を目指すために実物説明や実地演習、今日の実験や実習を重視し、独創的な実演室や教育用の実験装置を自作する等の充実に努めること」に基づき、「実学尊重」を建学の精神として掲げています。

また、大学の教育・研究理念として主軸にあるのが初代学長である丹羽保次郎が唱えた「技術は人なり」です。「よき技術者は人としても立派でなければならない」、つまり、技術者である前に社会の一員として、人として、常に成長しなければならないということです。この理念を胸に刻み、大学は、日本をはじめ世界で活躍する多くの技術者を育成し続けています。

中学校・高等学校の校訓は次のとおりです。

校訓は「人間らしく生きる」です。

「人間だけが自らの夢の実現に向かって向上心を持ち続け、努力を続けることができる。だからこそ向上心を持ちつづけ、積極的に生きよう」というメッセージが込められています。

また、「豊かな心・創造力と知性・健やかな身体」をそなえた人を育てることが、中学校・高等学校の教育目標です。

(2) 建学の精神・理念・校訓に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材の養成に関する目的は次のとおりです。

【工学部】

工学部は、本学の建学の精神「実学尊重」、教育・研究理念「技術は人なり」に基づき、現代社会の基幹を成す科学技術分野において、過去から現代に至る「知」を継承し、さらに次世代に必要とされる新たな「知」と「技術」を創成します。

すなわち、現代社会の基幹を構成し将来に亘って必要とされる科学技術分野において、様々な状況に順応し、安全で快適な社会の発展に貢献できる優秀な技術者を養成することを目的としています。

【工学部第二部】

工学部第二部は、科学技術分野における「知」の継承と現代社会に必要とされる「技術」を展開することにより、現代社会が直面する問題を解決し、さらに進んで社会の発展に寄与することのできる確かな能力を培います。

すなわち、現代社会において必要とされる科学技術とその進展に貢献するための実践的技術者を養成しています。併せて、夜間学部として、社会人教育を推進しています。

【理工学部】

高度に発展を続ける将来の科学技術分野では、科学技術者自身が社会的ニーズを的確に捉え自立した発想のもとに企画・開発していくことが望まれています。理工学部では、そのような科学技術者を「未来型科学技術者」として、その養成を目的としています。また、未来型科学技術者は同時に社会に立脚し、リーダーとしての魅力が望まれています。人間性および教養の豊かな研究者・技術者および学校教員の育成をも目的としています。

【未来科学部】

未来科学部は、21 世紀において人類の知的生産活動にふさわしい生活空間（知的住空間、知的情報空間、知的行動空間）を創造することに必要な科学技術とそれを実社会に適用する能力を修得させることを目的としています。

すなわち、自ら問題を発見し解決する能力（プロの能力）と、広い視野と時代の方角性を見通すことのできる心の構え（豊かな教養）を併せ持つ技術者を養成しています。

【システムデザイン工学部】

システムデザイン工学部は、情報とシステム及びデザイン工学分野の知識に裏付けられた確かな問題解決能力を有し、それにより、自然・社会と調和し、人間がより充実した生活が営める環境を構築できる人材を養成しています。

すなわち、自然・社会と調和し、人間がより充実した生活が営める環境を構築できる人材を養成するために、必要な専門知識と技術を学ばせるとともに、科学技術者としての高い倫理観と、時代の変化とグローバル化に対応できる能力を涵養することを目的としています。

【先端科学技術研究科】

先端科学技術研究科は、修士課程で養った科学技術に関する専門知識と研究能力を基礎にして、広い視野と国際性を身につけ、自立して研究活動を行うに足る高度な研究能力を修得させることを目的としています。

すなわち、創造性豊かな研究開発能力を持ち、社会の多様な場において中核となって活躍可能な研究者及び確かな教育能力と研究遂行能力を兼ね備えた大学教員を養成しています。

【工学研究科】

工学研究科は、学部教育で養った科学技術分野に関する知識を基礎とし、さらに幅広く深い学識の涵養を図り、科学技術分野における研究能力及び高度の専門性を要する職業等に必要な卓越した能力を培うことを目的としています。

すなわち、確かな基礎力と独創性、創造性のある研究能力と高い倫理観を持ち、現代社会での問題に実践的に即応できる研究者及び高度科学技術者を養成しています。

【理工学研究科】

理工学研究科は、急速に進化する科学技術と多様化する価値観に対応できる研究者・高度専門科学技術者・職業人の養成を目的としています。そのために、理工学の専門分野における基礎力を強化すると共に、専門の教育・研究を通して他分野を眺められる広い視野を涵養する教育研究を行います。

すなわち、知識を集積するだけではなく、問題意識を持ち、自ら考え、問題解決能力、応用力を養う教育を実践し、創造性豊かな人材を養成しています。

【未来科学研究科】

未来科学研究科は、学部教育で培った科学技術に関する知識をさらに発展させて、人類の知的生産活動を促進する生活空間（知的住空間、知的情報空間、知的行動空間）を創生する科学技術の開発及びそれを展開する能力を修得させることを目的としています。

すなわち、人の生活空間環境の発展と維持に、科学技術を適用しかつ共生させることができる、幅広い視野と時代の方向性を見通す先見性と創造性を有する高度専門科学技術者を養成しています。

【システムデザイン工学研究科】

システムデザイン工学研究科は、学部教育で培った科学技術に関する知識をさらに発展させ、自然と社会とに調和し、人間がより充実した生活が営める環境を創生するに必要な科学技術の開発及びそれを発展させる能力を修得させることを目的としています。

すなわち、快適で充実した生活のデザインとそれが営める環境の創生・維持と発展に、科学技術を適用しかつ共生させることができる、幅広い視野と時代の方向性を見通す先見性と創造性を有する高度専門科学技術者を養成しています。

【中学校】

中学校は、少人数制を生かした指導を通して個性や適性を引き出し、将来の夢や希望の実現に向けて日々の学習に励むとともに、さまざまな体験を通じて、人として生きていく上で不可欠な幅広い教養と倫理観を育てます。

【高等学校】

高等学校は、生徒一人ひとりのやる気を引き出す学習指導や個性を大切にした進路指導を通じて「人間らしく生きる」ために必要な知識・教養を身につけ、生涯にわたって自己実現をめざす人間を育成するとともに、校則を通じた規範意識の涵養により自らの行動に責任を持ち周囲から信頼と尊敬を得る人間を育てます。

1-2 教育と研究の目的（私立学校の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

東京電機大学は、建学の精神「実学尊重」並びに教育・研究理念「技術は人なり」に基づき、学校教育法による最高の教育機関として、民主的社会人としての教養を涵養するとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、その知的道徳的能力を展開させ、もって技術で社会に貢献する人材を育成することを目的としています。

(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、マネジメントレビュー及び理事会等で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・学校運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 建学の精神・理念・校訓に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT 化策
 - ケ 計画実現のための PDCA 体制

(3) 私立学校の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生・生徒を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生生徒父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立学校の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27（2015）年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立学校は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立学校の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び設置校運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置校の運営責任者に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学校長への権限委任

ア 学校長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学校長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、

(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置くことができます。理事については、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人東京電機大学監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人東京電機大学監査規程等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人東京電機大学監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ 内部統制の目的をより適切に達成するために、監査室を設置します。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる議決事項について、理事長は、評議員会の同意の議決を要します。なお、議決事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算、事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画の策定
- ③ 事業の遂行上やむを得ない理由があるときの基本財産の処分
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 役員の解任
- ⑥ 解散
- ⑦ 残余財産の帰属者
- ⑧ 合併
- ⑨ 寄附行為の変更
- ⑩ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

また、次に掲げる諮問事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。

- ① 借入金（当該会計年度内の収入又は基本財産に属さない資産の処分をもって償還する一時の借入金を除く。）
- ② 基本財産以外の重要な資産の処分
- ③ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ④ その他業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の理事長、当該学校法人の設置する学校の長、副学長、学部長、総務部長及び経理部長
 - イ 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - エ 当該学校法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、寄附行為及び同施行細則に定めています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、東京電機大学学長選考規程に基づき、理事会の下に常設された「学長選考委員会」により「学長候補者の選考」、「学長の実績評価」、「学長の解任」及びその他について審議され、理事会に報告がなされます。また、管理運営規則において「学長は、大学の学務をつかさどり、所属の職員その他を統督し、大学を代表する。」としています。

校長の任免は、選考委員会の議を経、理事会の承認を得て理事長が命ずることとなっております。また、管理運営規則において「校長は学校の校務をつかさどり、所属の職員、その他を監督し、学校を代表する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長及び校長に委任しています。理事会及び理事長は、私立学校の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長、教頭、部長等の任命、教員採用等については、学長及び校長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長及び校長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「建学の精神「実学尊重」並びに教育・研究理念「技術は人なり」に基づき、学校教育法による最高の教育機関として、民主的社会人としての教養を涵養するとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、その知的道徳的能力を展開させ、もって技術で社会に貢献する人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長・大学院研究科委員長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、管理運営規則において「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。」としています。
- ② 学部長の役割については、管理運営規則において「学部長は、学長の命を受け、当該学部の学務をつかさどり、それぞれの学部を代表する。」としています。
- ③ 大学院研究科委員長の役割については、管理運営規則において「大学院研究科委員長は、学長の命を受け、当該研究科の学務をつかさどり、その研究科を代表する。」としています。

(3) 校長の責務（役割・職務範囲）

- ① 校長は学則第1条に掲げる「中高一貫教育を施し、もって文化の進展に貢献できる心と知と体の調和のとれた人間を育成する」という目的を達成するために、リーダーシップを発揮し、中学校及び高等学校の運営を統括し、所属教員を統督します。
- ② 校長は、理事会から委任された権限を行使します。

(4) 校長補佐体制（教頭・部長の役割）

- ① 中学校及び高等学校に教頭を置き、管理運営規則において「教頭は、校長の命を受け、校長を補佐し、校長の職務を分掌し、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。」としています。
- ② 部長の役割については、管理運営規則において「部長は、校長の命を受け、その所掌事項について、校長を補佐する。」としています。

3-2 教授会及び職員会議

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については各学部の教授会運営規則に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

(2) 職員会議の役割（校長と職員会議の関係）

職員会議は、中学校・高等学校の校務の円滑な執行に資するため、職員間の意志疎通及び共通理解の促進並びに職員の意見交換等を行うことを目的とし、定められた事項について校長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、校長の最終判断が職員会議の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立学校は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念・校訓に基づき自律的に教育事業を担う私立学校は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・生徒・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生及び生徒に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

(2) 生徒の学びについては、生徒一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性と高い知性と強靱な体をそなえ、新しい時代と国際社会の中で活躍し、信頼と尊敬を得る人間となるよう教育することを教育目標としております。

- ① 本校独自のルーブリックをもとに、授業をデザイン
- ② 習熟度や希望大学に応じたクラス編成
- ③ 毎日の発見がみずから学ぶ力となるための方策
 - ア 「情報教育」社会に欠かせない情報活用能力を養う
 - イ 「理科教育」実践的科学の考え方を深める
 - ウ 「英語教育」4技能「読む・書く・聞く・話す」をバランス良く習得する
 - エ 「探究」5つ（視野の広さ、冒険心、向上心、共感、専門性）の力を育む

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく PDCA を毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査報告書等を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立学校は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立学校は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、私立学校の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立学校は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学生要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

以 上